イ　関係機関との連携による情報を活用した水際対策の強化

国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）等との連携により、平成21年８月から各国の紛失・盗難旅券情報についての検索システムが導入され、紛失・盗難旅券を使用して不法入国を企図する者を水際で排除できるようになったが、今後とも、内外の関係機関との連携の強化を図り、偽装滞在や不法滞在を企図する者等に対する厳格な上陸審査等を行う。

特に、査証審査を行う外務省との連携を強化し、法令の目的の範囲内で、査証審査と上陸審査等における情報の活用を推進する。

ウ　船舶等を使った不法入国者への対策の強化

個人識別情報を活用した上陸審査の導入などによる空港での上陸審査の厳格化に伴って、船舶を利用して不法入国を図る、いわゆる密航事案の増加が懸念されることから、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、港湾におけるパトロール、臨船等を積極的に行っていく。

⑵　国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進

ア　不法滞在者・偽装滞在者に係る情報の収集・分析体制の整備等

不法滞在者・偽装滞在者対策を効率的・効果的に推進していくためには、それらの者に係る情報をより多く収集・分析し、その情報の確度を高めていくことが重要である。したがって、引き続き不法滞在者及び偽装滞在者に係る情報の収集に努めていくとともに、得られた情報を元に様々な角度から照会・分析するための体制の整備を図り、不法滞在者や偽装滞在者の身分事項、さらにはそれらの者の稼動先を特定するなどして実態を把握していく。

また、地方入国管理局等における偽変造文書等の鑑識能力の向上を図り、複雑・巧妙化する偽装滞在案件の解明を図る。

さらに、必要に応じて厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出情報は、不法滞在者・偽装滞在者対策を推進していく上で極めて有用なものであることから、更なる効果的な活用に向けて、同省との連携の強化を図る。

イ　積極的な摘発等の実施

不法滞在者が多数潜在すると見られる地域においては、引き続き集中的な摘発を実施するほか、不法滞在者の稼働先や居住先が都市部以外の周辺地域にも拡がり、小口化している状況に対応するため、摘発方面隊の配置された地方入国管理局と隣接する地方入国管理局との間で合同摘発を行うなど摘発方面隊の機動的運用を推進する。

また、不法就労防止の広報啓発活動や事業所等に対する巡回指導を積極的に行うことなどにより、不法滞在者の自発的な出頭を促すとともに、新たな不法就労者の発生の防止を図る。

ウ　偽装滞在者に対する在留資格の取消し等の実施

我が国で不法就労等を行うため、身分や活動目的を偽って入国・在留する、いわゆる偽装滞在者は、外形上は正規の在留資格を有しているため、その実態を解明していくことには相当の困難が伴う。このため、この種事案については、入国警備官と入国審査官が協働して情報の収集・分析、調査等を行うなどし、その実態の解明に努め、偽装滞在者であると判明した場合は、在留資格の取消し等を行った上で、退去強制手続を執っていく。

エ　警察等捜査機関との連携の強化

警察とは、合同摘発や入管法第65条による入管法違反者の身柄引取りを積極的に行うなど、引き続き協働して効率的・効果的な摘発等を推進していく。また、偽装滞在事案については、警察等の捜査機関と連携し、情報の相互提供や内偵調査の相互補完など、協働して同事案の解明に努めていくほか、虚偽の婚姻届の提出等の犯罪行為について、告発・通報を積極的に行って刑事処分を求めるなど、厳正に対処していく。

オ　迅速な送還の実施

退去強制令書が発付されたにもかかわらず、自ら旅券を申請しないなどして送還を忌避する者や、帰国費用などの送還要件が整わない送還困難者が増加しているが、このような状態が続くことは退去強制制度の形骸化にもつながりかねないことから、必要な場合には外交ルートも活用するなどして、被送還者の国籍国の在日公館に旅券の発給を強く要請していくとともに、自費出国を基本としつつも、国費送還も一層活用して、迅速かつ円滑な送還を実施していく。

⑶　被収容者の処遇の一層の適正化に向けた取組

入国者収容所等においては、保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由を与え、人権を尊重しつつ適正な処遇を行うとの被収容者の処遇の原則に沿った処遇を実践していくため、被収容者処遇規則に定める不服申出制度等の適正な運用などを通じて、処遇の一層の適正化に取り組んでいく。

さらに、平成22年度に設置される外部の有識者からなる「入国者収容所等視察委員会」の活動を通じて、一層の透明性を確保するとともに、第三者の視点からの意見を踏まえて処遇の適正化に取り組んでいく。

⑷　在留特別許可の適正な運用

入管法上、法務大臣に法違反者に対し在留を特別に許可する権限が与えられているが、その判断は、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、さらには他の不法滞在者に与える影響等の諸事情を総合的に考慮して決定されている。

出入国管理行政においては、これまで、在留特別許可の透明性と予見可能性を確保する観点から、「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について」の公表（平成16年以降随時実施）、「在留特別許可に係るガイドライン」の策定・公表（平成18年10月策定、平成21年７月改定）といった措置を講じているが、今後とも、透明性の向上、適正な運用の確保等に更に取り組み、在留特別許可を受けられる可能性のある者の一層の出頭を促し、在留特別許可の対象となり得るものについてはこれを適正に許可し、その法的地位の早期安定化を図っていく。そのため、市区町村や公的機関などに入国管理局の取組について周知するほか、地方入国管理局等に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンター等における不法滞在者からの相談に対し、十分な対応を図っていく。

３　新たな在留管理制度の円滑な導入と同制度に基づく出入国管理行政の展開

現行の在留管理制度は、法務大臣が、入管法に基づき、外国人の入国時や在留期間の更新時等の各種許可に係る審査を行う際に外国人から必要な情報を取得する一方、在留期間の途中における事情の変更については、市区町村が実施する外国人登録制度を通じて把握することとなっている。このような現行制度が発足してから既に60年近くが経過しているところ、その間、我が国の国際化の進展等に伴い我が国に入国・在留する外国人の数は年々増加し、また、その目的も、観光のほか、就労、留学、研修など多様化し、日系人を始め我が国への定住化の傾向を強める外国人も少なくない。このような状況下で、我が国に在留する外国人の中には国内に安定した生活基盤がないため、外国人登録に際して正確な申請を行わなかったり、頻繁に転居したり、又は、再入国許可を受けて本国に帰国したままで再入国するか否かが不明なままな者も現れるなど、現行の制度では、法務大臣や市区町村長による在留状況、とりわけ居住実態の把握が十分に行えず、適正な在留管理上の観点からも、外国人との共生社会の実現のために重要な各種行政サービスの円滑な提供の観点からも、様々な問題が生じていた。

こうした状況に対応するために、新たな在留管理制度の導入等を内容とする入管法等の改正案と、外国人住民を新たに住民基本台帳の対象とすること等を内容とする住民基本台帳法改正案が平成21年の通常国会に提出され、同国会で成立した。

いずれも、公布の日から３年以内に施行されるが、総務省や地方公共団体等とも連携し、新たな在留管理制度等の円滑な導入を図り、人口減少時代を迎えた我が国において、外国人の受入れの在り方がますます重要となって